



# 入札案内書

別紙公告のとおり、第2回立木資格付一般競争入札を施行しますので添付の入札条件も併せ参照のうえ、入札にご参加下さい。

## 入札及び開札の日時

平成28年 6月27日(月) 13時30分締切 即時開札



岩手南部森林管理署 遠野支署



住所： 〒028-0515 岩手県遠野市東館町7番39号

TEL： 0198-62-2670 (NTT回線)

： 050-3160-5925 (KDDI-IP)

FAX： 0198-62-9628

## <立木現地案内>

現地案内を下記日程により行いますので御参集下さい。

※雨天でも決行します。

売払番号	案内日時	集合場所	案内者	備考
10、12	平成28年6月16日(木) 午前9時	岩手南部森林管理署 遠野支署  12→10の順に案内します。	主任森林整備官 木下 知久  土淵森林事務所 首席森林官 内記 広光	TEL 0198-62-2670  TEL 0198-62-3849
13	平成28年6月16日(木) 午後1時	サンQふる郷市場 駐車場	主任森林整備官 木下 知久  宮守森林事務所 森林官 金野 匡宏	TEL 0198-62-2670  TEL 0198-67-2022
11	平成28年6月17日(金) 午前9時	附馬牛森林事務所	主任森林整備官 木下 知久  附馬牛森林事務所 森林官 石橋 史朗	TEL 0198-62-2670  TEL 0198-64-2024

# 立木公売の公告

## (第2回)

### 【資格付き一般競争入札】

#### 1. 入札及び開札の日時

平成28年 6月27日(月) 13時15分 受付開始  
13時30分 締切 即時開札

#### 2. 入札及び開札の場所 岩手南部森林管理署遠野支署入札場

#### 3. 現地案内

(1) 日 時 } 別紙<立木現地案内>の通り  
(2) 集合場所 }

#### 4. 公売物件

- (1) 物件所在地、種類、樹種、数量、売払番号、搬出期間は、別紙公売物件明細書及び公売物件一覧表のとおりです。
- (2) 各物件の林齢は内部記録に基づき参考として表示したものであり、実際の林齢とは必ずしも合致しない場合がありますのでご承知おき下さい。
- (3) 引渡期間は代金納入の日又は延納担保提供の日から起算して15日以内とします。

#### 5. 郵便入札

- (1) 郵便入札によるときは、封筒を二重に使用し、内封筒には入札書、外封筒には「入札書在中」と朱書きし、資格付一般競争参加資格決定通知書の写し又は最寄の森林管理局長発行の入札参加資格証明書を入れ、書留郵便又は配達証明郵便により平成28年6月24日(金)17時00分までに必着とします。指定日時までに到着しない場合は無効となります。
- (2) 送付先は次のとおり  
郵便番号 028-0515  
住 所 岩手県遠野市東館町7番39号  
宛 名 岩手南部森林管理署遠野支署長
- (3) 郵便入札の場合は、不落札の場合に直ちに行われる再度入札に参加できません。

#### 6. 契約の締結期限 平成28年 7月 4日(月)までとします。

#### 7. 代金の納入期限 契約締結の日から起算して、20日以内とします。

#### 8. 代金の延納期限

- (1) 延納期間は、法令の定める範囲内とします。
- (2) 延納利息は、法令の定めにより0.88%とします。
- (3) 延納担保の提供期間は、契約締結の日から起算して20日以内とします。(但し、分収対象者へ納付する分収代金は現納のみとし、延納は認めません。)

#### 9. 特約条項及び特記事項

- (1) 全物件に該当するものは、別紙特約条項のとおり。
- (2) 個別物件に該当するものは、公売物件明細書のとおり。

#### 10. 入札条件等

この入札に参加する者は、「国有林野事業における林産物の売買に係る契約書及び契約約款」並びに入札条件等を熟覧のうえ入札願います。  
詳細は、東北森林管理局又は当署のホームページに掲載されているほか、下記の担当へ問い合わせ願います。

岩手県遠野市東館町7番39号  
岩手南部森林管理署遠野支署  
総務グループ経理担当又は業務グループ経営担当  
問い合わせ先 TEL 0198-62-2670

平成28年 6月13日

分任契約担当官  
岩手南部森林管理署遠野支署長 小笠原 孝

# 入札条件

## 1. 入札の参加資格

この入札は、最寄りの森林管理局長から資格付一般競争参加資格確認通知書の交付を受けた者でなければ入札に参加できません。

## 2. 参加資格の確認

- (1) 入札参加者は、資格付一般競争参加資格確認通知書又は入札参加資格証明書を持参の上、入札時に受付に提示して確認を受けてください。
- (2) 入札参加者が代理人のときは、委任状を提示してください。
- (3) 入札参加者（代理人含む。）は、本人確認ができる身分証明書を持参し、受付に提示して本人確認を受けてください。

## 3. 暴力団排除に関する誓約事項

- (1) 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、入札書の提出をもってこれに同意したものとします。
- (2) 前述の暴力団排除に関する誓約事項について、虚偽又はこれに反する行為が認められた者の入札については無効とします。

## 4. 公告物件の熟覧

公告物件は、物件明細書、契約書案、現場を熟覧の上、入札してください。

## 5. 入札方法

- (1) 入札は、物件番号毎に総額入札で行います。
- (2) 入札書は、所定の用紙に必要事項を記載し、入札締切時刻前に入札箱へ投函してください。
- (3) 入札箱へ投函した後の入札書の変更、取り消しはできません。  
また、開札前に入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しません。

## 6. 落札者の決定

- (1) 開札は、指定した場所及び日時に行い、予定価格以上の最高金額入札者を落札者とします。  
ただし、同金額の最高金額入札者が2者以上のときは、直ちにくじで落札者を決めず。
- (2) 落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても受理しません。また、どのような理由があっても落札を無効とすることはできません。

## 7. 入札保証金

入札保証金は免除します。

## 8. 契約保証金

- (1) 林産物の概算による契約で、現金納入に関わるものを除いて免除します。
- (2) 前号の概算による契約については、最終売渡数量により精算するのに要する金額相当額として、国が指定する金額を現金で契約締結の日までに納付してください。

## 9. 入札の無効

- (1) 競争参加不適格者が入札した場合。
- (2) 入札参加資格のない者又は入札参加資格者として確認できない者が入札した場合。
- (3) 汚染、損傷又は記入漏れ等により、売払番号、入札金額、入札者名を確認できない場合。
- (4) 競争参加資格者本人の署名又は委任者の押印がない場合。
- (5) 合同入札のときは、宛先森林管理署名の確認ができないもの。

## 10. 契約の成立

売買契約は、契約書に分任契約担当官と買受者の双方が記名押印したときに成立します。

## 11. 入札書用紙

入札書用紙は、定められている様式を使用してください。

## 12. 入札金額は、消費税を除いた金額で行ってください。

なお、消費税を加算した金額で入札した場合でも消費税抜きの金額と見なし、訂正、取り消しは認めません。

## 13. 落札及び契約の金額は、入札書に記載された金額に消費税を加算した金額となります。

## 14. 違約金

- (1) 落札者が契約を締結しないときは、入札金額（税込）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。
- (2) 買受人が契約を履行せずに契約を解除した場合は、契約代金の100分の10に相当する金額を違約金として徴収します。

## 15. 違約金が発生した場合は、競争参加資格を停止、あるいは将来この資格を付与しないことがあります。

## 16. その他、別紙特約条項及び公売物件明細書の特記事項によるものとします。

<別紙>

## 特 約 条 項

「約款」によるほか、この特約条項によるものとする。※\_\_\_\_\_の部分熟覧願います。

1. 買受人（以下「乙」という。）は、伐採した立木の残材及び末木枝条等を沢縁に放置しないものとする。また、土場敷や道路沿線等に散乱放置することなく、搬出期間内に整理するものとする。
2. 乙は、沢及び沢縁を集材する必要がある場合は、河川を汚濁して下流の民生に被害を与えないよう防止措置を講ずるものとする。
3. 乙は、林道上でのトラクター及び畜力等による集材作業は行わないものとする。
4. 乙は売渡人（以下「甲」という。）の指示により、搬出期間内に売買契約区域内のすべての立木の伐倒作業を行うものとする。
5. 乙が作設する搬出路、又は土場敷等で生じた切り取り土石等は、崩落及び流出しないよう必要な措置を講ずるものとする。  
また、その使用を完了した時に甲が原状に回復する必要があると認めた場合、乙は原状回復に努めるものとする。
6. 乙は売払物件の内容及び表示方法について、伐採搬出について、伐採搬出等に従事する作業員に対し誤りの生じないよう周知徹底させるものとする。
7. 乙は、作業着手前に当該森林事務所森林官あてに入林届を提出するものとする。
8. 乙は、作業終了後に甲に搬出済届を提出し、跡地検査を受けなければならない。乙は検査の結果、問題があれば補修等の手直しを行わなければならない。
9. 遠野市は岩手県松くい虫被害対策推進計画の被害地域に該当することから、別紙「松くい虫対策としてのアカマツ伐採実施指針」により伐採時期、処理方法等を実施すること。
10. 埋蔵文化財を発見した場合は、その現状を変更することなく、速やかにその旨を支署長あて連絡し、指示に従うものとする。

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴支署の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提示することについて同意します。

#### 記

##### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体という。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は、暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

##### 2 契約の相手方として不適切な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

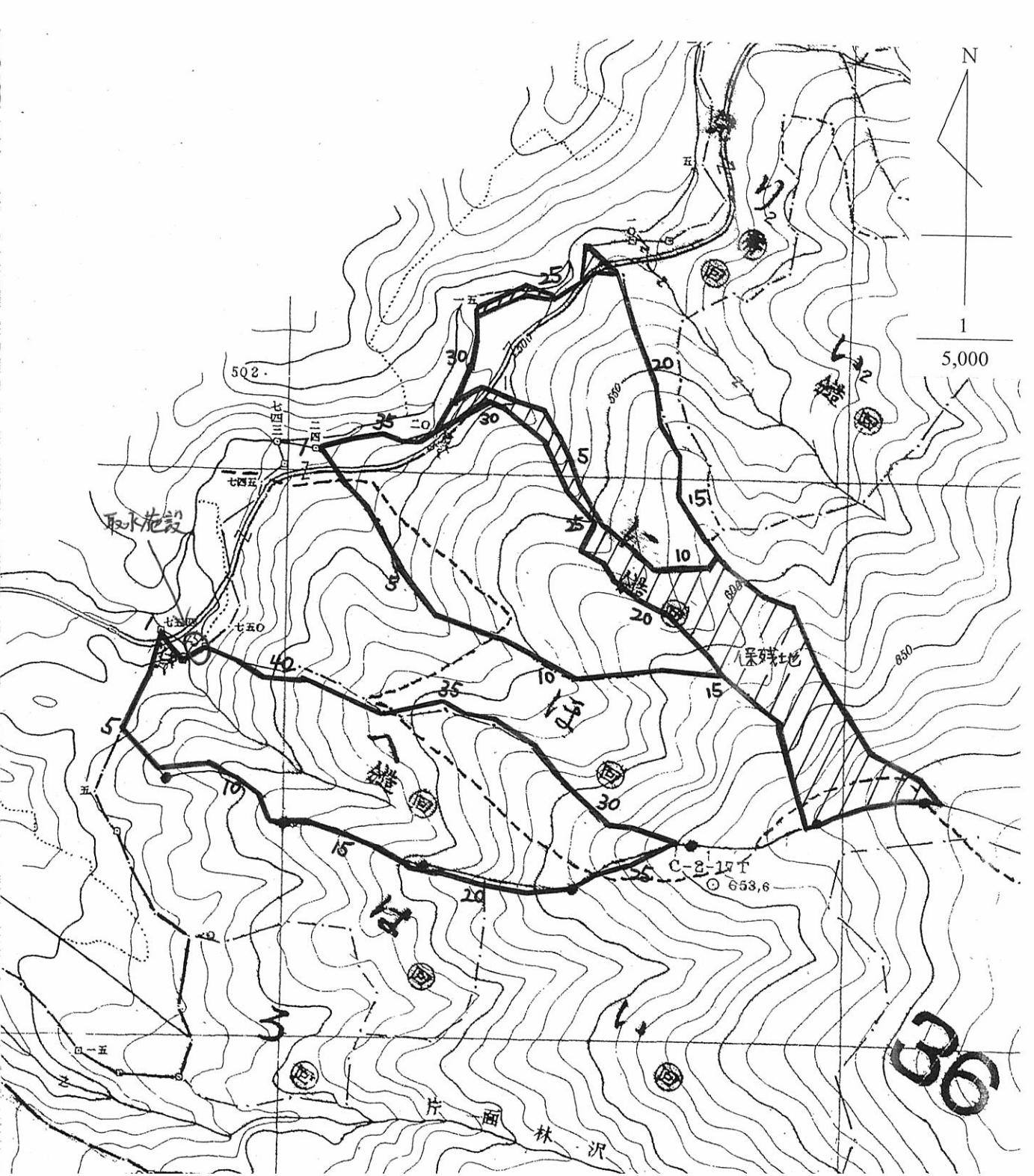
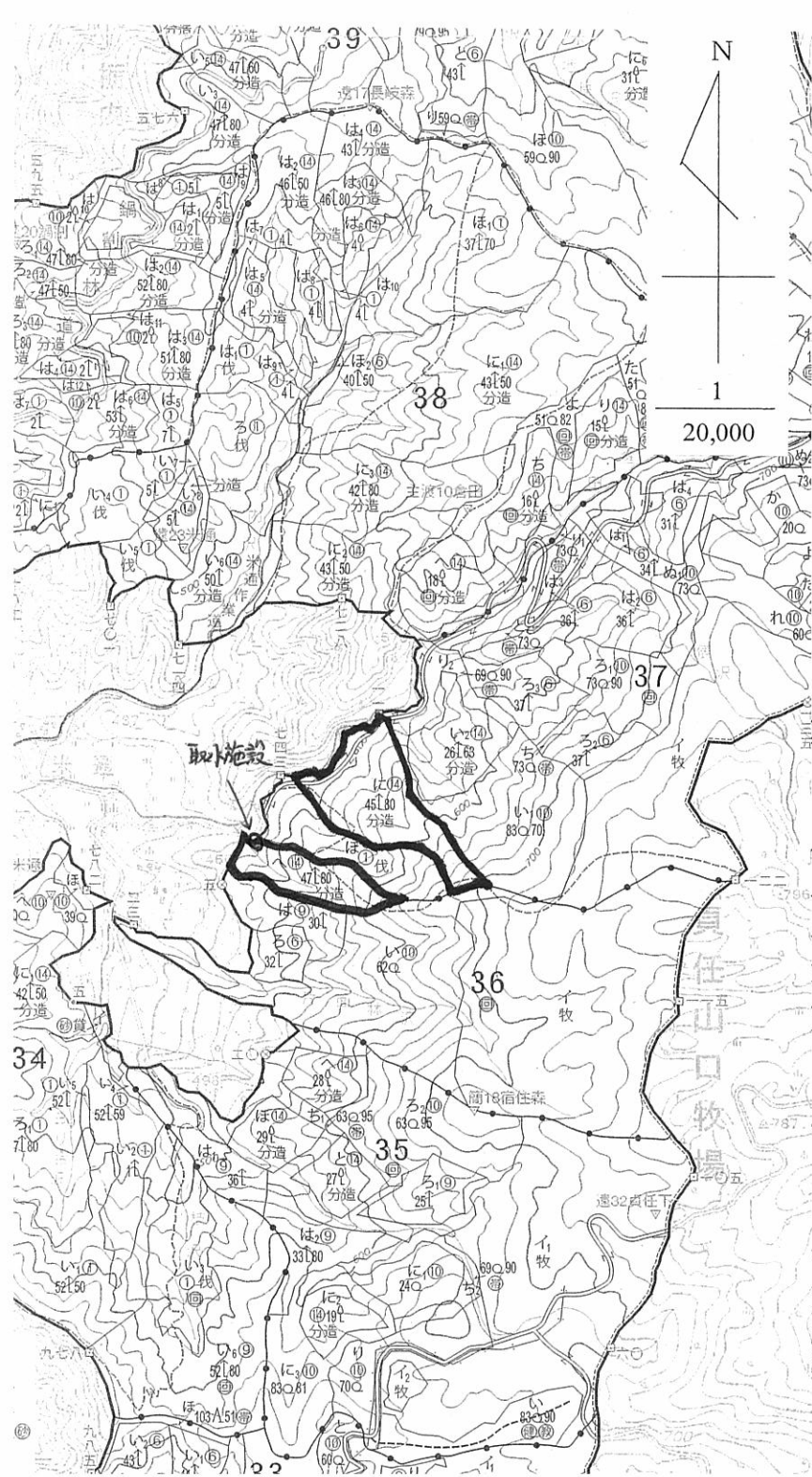
公 売 物 件 一 覧 表 ( 立 木 )

岩手南部森林管理署遠野支署

物件番号	物件所在地	契約関係	伐採方法	面積(ha)	林 齢	樹 種	本 数(本)	幹材積(m3)					延納	搬出期間
								スギ (一般材)	カラマツ (一般材)	その他N	L	合計		
10	遠野市土淵町柄内 東恩徳国有林 37に林小班外1	分取造林	皆伐	12.12	50~52	スギ外	11,212	1,249.93	473.63	1,573.05	331.84	3,628.45	法令の定めるところにより認める。ただし民収分は認めない。	36ヶ月
11	遠野市附馬牛町上附馬牛 薬師国有林 92る4林小班	分取造林	皆伐	8.91	54	カラマツ外	23,866	98.37	1,604.70	158.05	294.04	2,155.16	法令の定めるところにより認める。ただし民収分は認めない。	36ヶ月
12	遠野市綾織町上綾織 上綾織国有林 279は1林小班外1	分取造林	皆伐	4.60	57	カラマツ外	2,712	473.71	584.66	88.36	93.71	1,240.44	法令の定めるところにより認める。ただし民収分は認めない。	36ヶ月
13	遠野市宮守町大字上宮守 上宮守国有林 306は林小班外1	分取造林	皆伐	10.59	58~61	スギ外	8,483	5,481.82	1.62	21.03	329.38	5,833.85	法令の定めるところにより認める。ただし民収分は認めない。	36ヶ月
	合計			36.22			46,273	7,303.83	2,664.61	1,840.49	1,048.97	12,857.90		

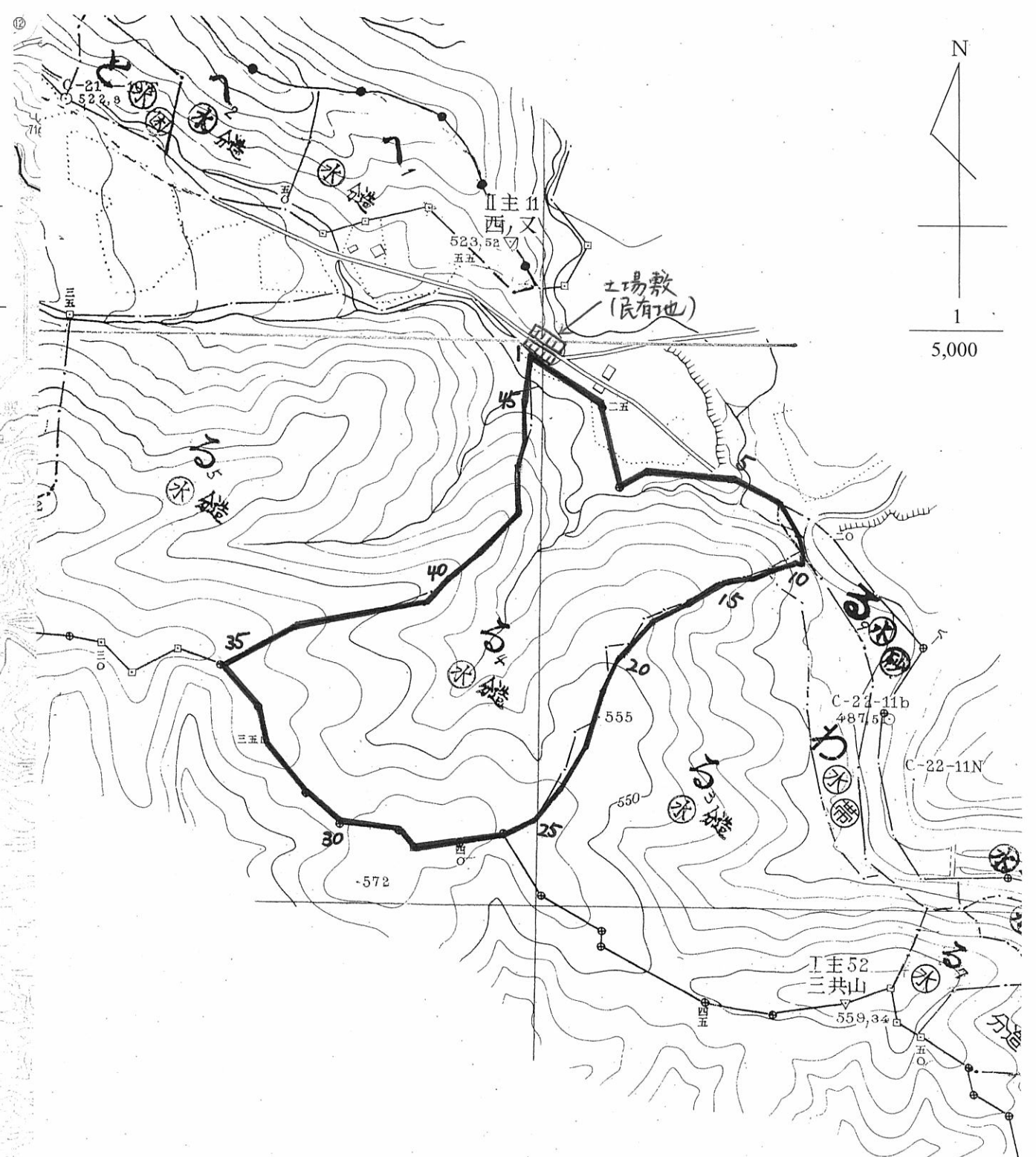
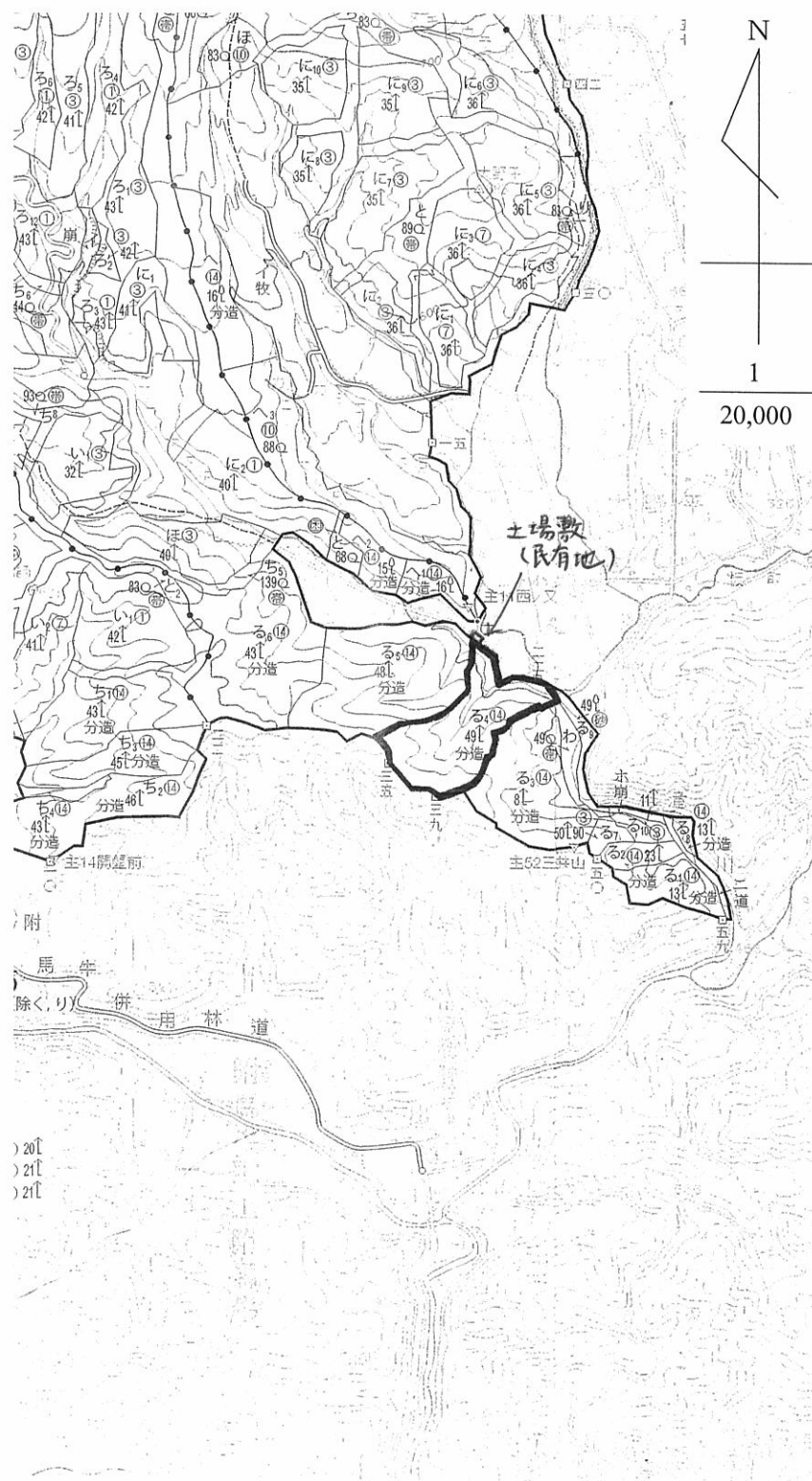
## 公 売 物 件 明 細 書 ( 立 木 )

物件番号	10	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級														
物件所在地	遠野市土淵町栃内 東恩徳国有林 37に林小班外1	「約款」、「特約条項」によるほか、この特記事項によるものとする。※ <u>          </u> の部分を熟覧願います。 1. <u>本箇所は分収造林地であり、立木売買代金は分収割合に応じて国及び分収造林契約者にそれぞれ支払うこととする（契約者：米通部分林組合 振込にかかる費用は乙が負担することとする）。</u> 2. <u>立木売買代金の民収分の延納はしないこととする。（民収分は売買代金の約70%）</u> 3. <u>境界標等を損傷しないようにすること。</u> 4. <u>本箇所付近に取水施設が設置されていることから、作業にあたっては施設を損傷しないよう、また沢水を汚濁させないよう留意すること。</u> 5. <u>搬出にあたっては、道路脇の側溝及び杭等を損傷しないよう措置を講じること。</u>	樹種	種類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数							計		平均		
						10cm 以下	12cm ～20	22cm ～30	32cm ～40	42cm ～50	52cm ～60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m <sup>3</sup> )	径級 (cm)	樹高 (m)	
調査方法	直径毎木法		スギ	生立木	一般材		290	1,378	453	36			2,157	1,249.93	26	19	
伐採方法	皆伐		スギNA	生立木	低質材		1,425	369	33			1,827	436.82	18	15		
面積 (ha)	12.12		カラマツ	生立木	一般材		205	753	85	1		1,044	473.63	24	19		
林齢 (年)	50～52		カラマツNA	生立木	低質材		982	287	8			1,277	295.61	18	16		
搬出期間 (ヶ月)	36		アカマツ	生立木	一般材		107	616	130	2		855	378.56	26	16		
契約関係	分収造林		アカマツNA	生立木	低質材		1,181	670	23			1,874	462.06	20	14		
民収分納入方法	振り込み		<b>N計</b>				<b>0</b>	<b>4,190</b>	<b>4,073</b>	<b>732</b>	<b>39</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>9,034</b>	<b>3296.61</b>		
法令制限、その他留意事項																	
保安林	—		クリ	生立木	一般材			6	2	2		10	5.73	32	16		
自然公園	緑の回廊		コナラ	生立木	一般材			2				2	0.98	30	16		
砂防指定	—		ダケカンバ	生立木	一般材			1	1			2	1.16	32	16		
マツクイ	—		ドロノキ	生立木	一般材			1	2			3	1.45	30	16		
ナラガレ	—		ミズメ	生立木	一般材			1	2			3	2.15	34	17		
民地借用	—		ホオノキ	生立木	一般材			2	2			4	2.14	30	17		
期間制限	—		センノキ	生立木	一般材			1				1	0.35	26	15		
車両制限	—		その他L	生立木	一般材				2			2	1.51	36	18		
保残木	—		LA	生立木	低質材		1,770	362	18	1		2,151	316.37	18	12		
植付	—		<b>L計</b>				<b>0</b>	<b>1,770</b>	<b>376</b>	<b>29</b>	<b>3</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>2,178</b>	<b>331.84</b>		
(電離測)	—																
			<b>計</b>				<b>0</b>	<b>5,960</b>	<b>4,449</b>	<b>761</b>	<b>42</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>11,212</b>	<b>3,628.45</b>		



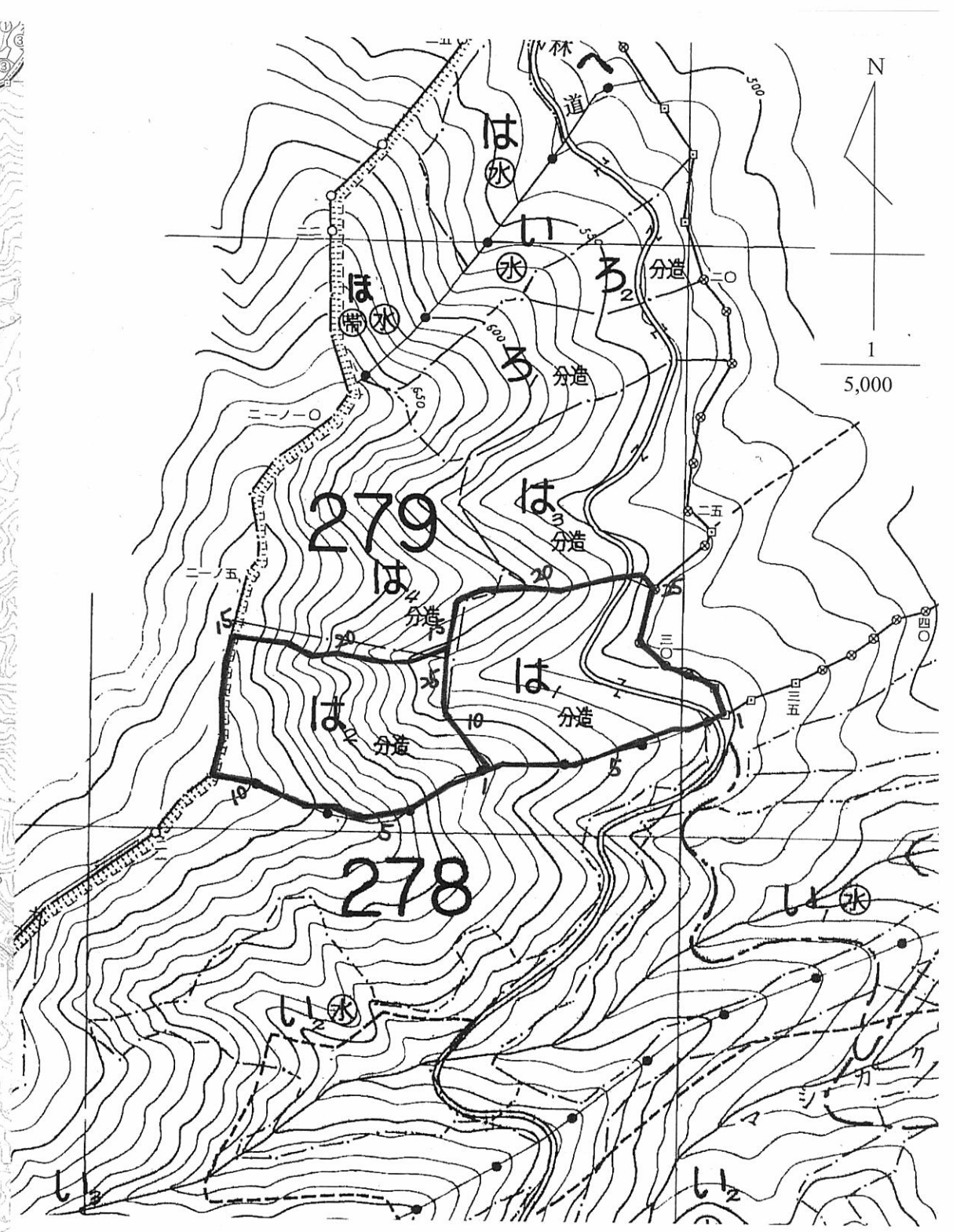
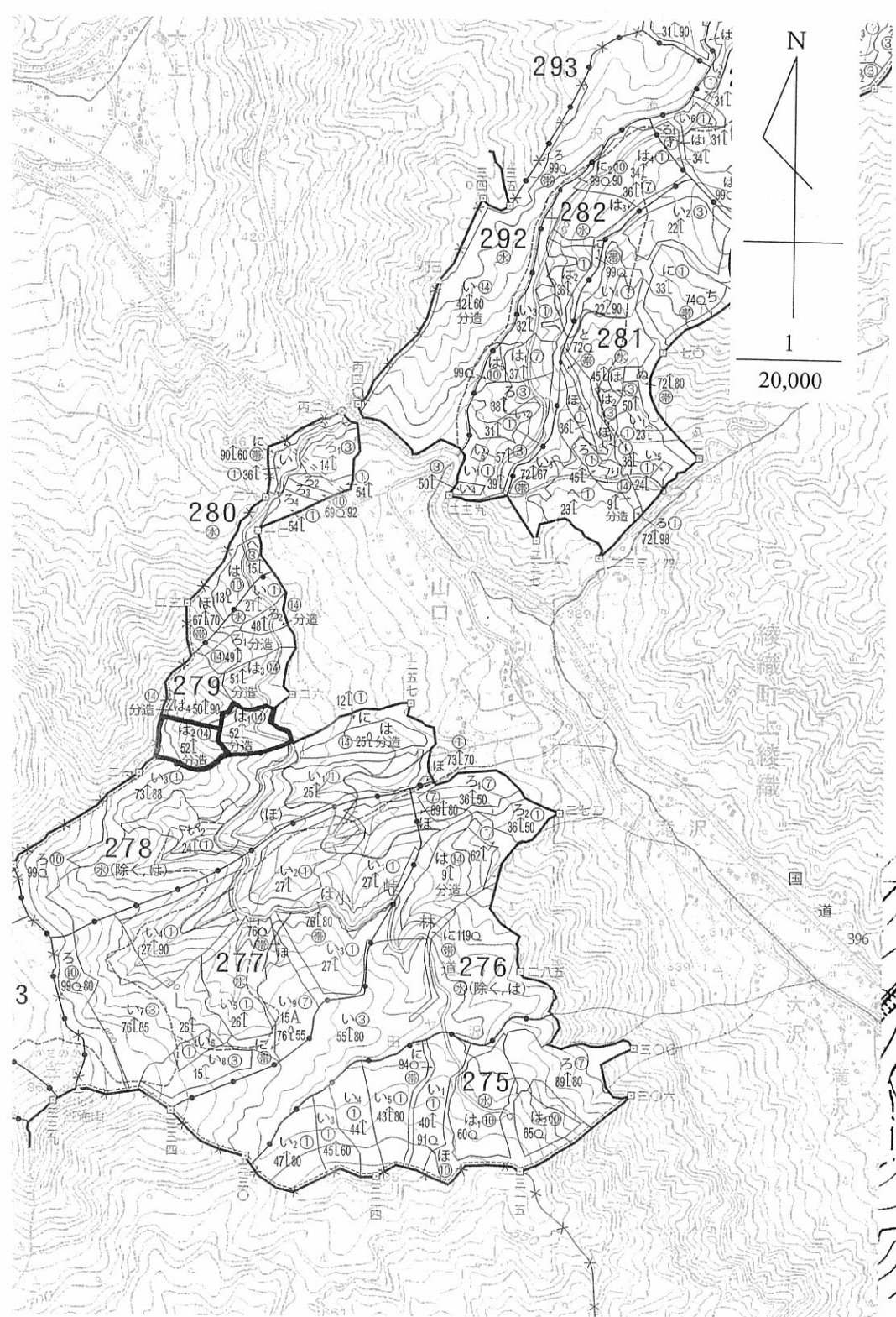
## 公 売 物 件 明 細 書 ( 立 木 )

物件番号	11	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級														
物件所在地	遠野市附馬牛町上附馬牛 薬師国有林 92る4林小班	「約款」、「特約条項」によるほか、この特記事項によるものとする。※_____の部分熟覧願います。 1. 本箇所は「水源涵養保安林」であり、搬出等に当たっては「森林法第34条第2項」の手続き完了後でなければ着手できないので、乙は作業仕組計画書を甲に作業一ヶ月前に提出し、承認を受けるものとする。なお、売払い区域以外の保安林にかかわる場合も同様とする。 2. 本箇所は分収造林地であり、立木売買代金は分収割合に応じて国及び分収造林契約者にそれぞれ支払うこととする(契約者:遠野市長 内部契約者:太出部分林組合 振込にかかる費用は乙が負担することとする)。 3. 立木売買代金の民収分の延納はしないこととする。(民収分は売買代金の約80%) 4. 境界標等を損傷しないようにすること。 5. 搬出にあたっては民有地を使用する必要があります(土場敷)。土地所有者の内諾は得ていますが、事業着手にあたっては事前に許可等を得ること。なお、使用を完了した際は原状回復すること。	樹種	種類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数								計		平均	
						10cm 以下	12cm ~20	22cm ~30	32cm ~40	42cm ~50	52cm ~60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)	
調査方法	直径毎木法		スギ	生立木	一般材	4	121	141	48	1				315	98.37	24	12
伐採方法	皆伐		スギNA	生立木	低質材	71	78	7					156	9.69	12	8	
面積 (ha)	8.91		カラマツ	生立木	一般材	47	3,739	2,245	202	3			6,236	1,604.70	20	14	
林齢 (年)	54		カラマツNA	生立木	低質材	400	780	41	1				1,222	106.59	12	10	
搬出期間 (ヶ月)	36		アカマツ	生立木	一般材		3	25	32	8			68	35.36	32	14	
契約関係	分収造林		アカマツNA	生立木	低質材	1	5	4	7				17	6.41	26	13	
民収分納入方法	振り込み		<b>N計</b>			<b>523</b>	<b>4,726</b>	<b>2,463</b>	<b>290</b>	<b>12</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>8,014</b>	<b>1861.12</b>			
法令制限、その他留意事項			クリ	生立木	一般材			12	9				21	10.21	30	14	
保安林	水源		ミズナラ	生立木	一般材			8		1			9	3.64	28	13	
自然公園	—		コナラ	生立木	一般材			46	19	3			68	29.30	28	14	
砂防指定	—		サクラ	生立木	一般材			15	5	1			21	9.04	28	14	
マツクイ	—		ニレ	生立木	一般材			4	5				9	4.42	30	14	
ナラガレ	—		その他L	生立木	一般材			15	1				16	4.99	26	13	
民地借用	土場敷		LA	生立木	低質材	14,572	1,088	45	3				15,708	232.44	6	5	
期間制限	—		<b>L計</b>			<b>14,572</b>	<b>1,088</b>	<b>145</b>	<b>42</b>	<b>5</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>15,852</b>	<b>294.04</b>			
車両制限	—																
保残木	—																
植付	—																
(電離測)	—																
			<b>計</b>			<b>15,095</b>	<b>5,814</b>	<b>2,608</b>	<b>332</b>	<b>17</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>23,866</b>	<b>2,155.16</b>			



> 20  
> 21  
> 21





## 公 売 物 件 明 細 書 ( 立 木 )

物件番号	13	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地	遠野市宮守町大字上宮守 上宮守国有林 306は林小班外1	<p>「約款」、「特約条項」によるほか、この特記事項によるものとする。※_____の部分熟覧願います。</p> <p>1. 本箇所は保安林指定外であるが、周囲の国有林は「水源涵養保安林」であり、搬出等に当たっては「森林法第34条第2項」の手続き完了後でなければ着手できないので、本箇所の区域外で作業する際には乙は作業仕組計画書を甲に作業一ヶ月前に提出し、承認を受けるものとする。</p> <p>2. 本箇所は分収造林地であり、立木売買代金は分収割合に応じて国及び分収造林契約者にそれぞれ支払うこととする（契約者：遠野市長 内部契約者：上宮守部分林組合 振込にかかる費用は乙が負担することとする）。</p> <p>3. 立木売買代金の民収分の延納はしないこととする。（民収分は売買代金の約80%）</p> <p>4. 境界標等を損傷しないようにすること。</p> <p>5. 搬出にあたっては民有地を使用する必要があります（作業道敷）土地所有者の内諾は得ていますが、事業着手にあたっては事前に許可等を得ること。なお、使用を完了した際は原状回復すること。</p>	樹種	種類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数							計		平均	
						10cm 以下	12cm ～20	22cm ～30	32cm ～40	42cm ～50	52cm ～60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)
調査方法	直径毎木法		スギ	生立木	一般材		1,088	2,548	2,302	659	53		6,650	5,481.82	30	21
伐採方法	皆伐		スギ外	生立木	低質材	12	84	2					98	9.97	12	12
面積 (ha)	10.59		カラマツ	生立木	一般材				1				1	1.62	42	26
林齢 (年)	58～61		アカマツ	生立木	一般材				3				3	3.58	36	24
搬出期間 (ヶ月)	36		アカマツNA	生立木	低質材			1	2	1	2		6	7.48	44	19
契約関係	分収造林		<b>N計</b>			<b>12</b>	<b>1,172</b>	<b>2,551</b>	<b>2,307</b>	<b>661</b>	<b>55</b>	<b>0</b>	<b>6,758</b>	<b>5504.47</b>		
民収分納入方法	振り込み															
法令制限、その他留意事項																
保安林	—		クリ	生立木	一般材			38	31	1			70	41.55	30	18
自然公園	—		ケヤキ	生立木	一般材			1					1	0.34	24	17
砂防指定	—		ホオノキ	生立木	一般材			3	3				6	3.64	30	19
マツクイ	—		サクラ	生立木	一般材			2					2	0.80	26	17
ナラガレ	—		シナノキ	生立木	一般材			10	6				16	8.42	28	18
民地借用	作業道敷		センノキ	生立木	一般材				2				2	1.65	34	20
期間制限	—		その他L	生立木	一般材			1	5	2			8	6.60	36	19
車両制限	—		その他L外	生立木	低質材	363	896	314	39	7	1		1,620	266.38	16	13
保残木	—		<b>L計</b>			<b>363</b>	<b>896</b>	<b>369</b>	<b>86</b>	<b>10</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>1,725</b>	<b>329.38</b>		
植付	—															
(電離測)	—															
			<b>計</b>			<b>375</b>	<b>2,068</b>	<b>2,920</b>	<b>2,393</b>	<b>671</b>	<b>56</b>	<b>0</b>	<b>8,483</b>	<b>5,833.85</b>		



## 松くい虫対策としてのアカマツ伐採施業指針

(平成21年4月16日森整第 65号)  
 (改正 平成22年3月17日森整第970号)  
 (改正 平成23年2月18日森整第842号)  
 (改正 平成24年4月13日森整第 52号)  
 (改正 平成26年2月20日森整第768号)  
 (改正 平成27年3月 3日森整第799号)

### 1 趣旨

松くい虫被害の拡大防止を図り、健全なアカマツ林を造成するため、「岩手県松くい虫被害対策推進大綱」による総合的な被害対策を推進するとともに、この指針に基づき、アカマツ林の除間伐及び主伐並びに土木工事等におけるアカマツ支障木伐採等の適正な伐採施業について指導するものである。

### 2 地域区分

松くい虫被害（マツ材線虫病）の発生状況及びマツノマダラカミキリの生息分布状況を勘案し、次のとおり地域区分を行う。

地域名	指定要件	地域の範囲
被害地域	松くい虫被害（マツ材線虫病）が継続して発生している地域。 ただし、標高おおむね500m以上を除くものとする。	盛岡市、滝沢市、矢巾町、紫波町、花巻市、北上市、奥州市、金ヶ崎町、一関市、平泉町、大船渡市、陸前高田市、住田町、遠野市
周辺地域	被害地域に接する地域で、マツノマダラカミキリの生息が確認されるなど警戒を要する地域。 ただし、標高おおむね500m以上を除くものとする。	
その他の地域	上記以外の地域。	上記以外の市町村

### 3 施業指針

地域区分別の施業指針は、次のとおりとする。

なお、この指針は主伐と生産間伐を基本としている。切り捨てた除間伐木については、本表の残材と同じ処理をする。

地域区分	伐採時期	処理方法			備考
		造材丸太	残材	枝条	
被害地域 及び 周辺地域	4月 ～5月	6月に入る前に林外に搬出する。	剥皮、焼却、林外搬出処分又は薬剤散布すること。	焼却、林外搬出処分又は薬剤散布すること。 ただし、最大径3cm以下のものは放置してもよい。	薬剤散布はなるべく避け、散布する場合は県の指導を受けること。
	6月 ～9月	伐採を避けること。 やむを得ず伐採する場合は、所管する広域振興局林務部、農林部又は農林振興センターの指示を受けること。			6月～9月に新しい皮付丸太を放置すると、松くい虫の繁殖源、感染源となる。
	10月 ～11月	通常の施業でよい。	最大径20cm以上のものは、1m以下に玉切って乾燥しやすいように残置すること。	放置してもよい。	「マツ伐倒時期安全確認調査」を実施した場所においては、安全が確認された時期、方法に従って施業すること。（調査方法は別紙のとおり）
	12月 ～1月	通常の施業でよい。	1m以下に玉切って乾燥しやすいように残置すること。	左に同じ。 ただし、最大径3cm以下のものは放置してもよい。	
2月 ～3月	通常の施業でよい。	剥皮、焼却又は林外搬出処分とすること。	左に同じ。 ただし、最大径3cm以下のものは放置してもよい。		
その他の地域		通常の施業でよい。	左に同じ。	左に同じ。	

### 4 その他

- 被害地域及び周辺地域の標高おおむね500m以上の林分であっても、マツノマダラカミキリの生息している林分と近接している場合は、標高おおむね500m未満の地域に準じる。
- 被害地域及び周辺地域においては、被圧木、衰弱木枯損枝、暴風雪その他の原因による枯損木は、速やかに処理する。
- 被害地域及び周辺地域においては、隣接林分（おおむね200m以内）の連年施業は避けること。
- クロマツについても本指針に準じて施業する。
- この指針により難しい場合には、別添の「マツ伐倒時期安全確認調査方法書」による調査結果によって施業すること。